

第4章 災 害 予 防 計 画

第1節 特定事業所の災害予防

特定事業所は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、その設置に係る特定事業所における防災体制や防災資機材の整備充実に努めるとともに、自主保安管理体制を強化し、災害予防に万全を期するものとする。

また、地震災害については、現行法令基準等による施設の耐震性能を確保するとともに過去の地震被害の実態に即して、耐震性の向上に努める。

1 防災体制の整備充実

特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、自衛防災組織を設置し、防災規定を定め、防災管理者及び副防災管理者（第一種事業者のみ）を選任し、防災要員を置くとともに、必要な特定防災施設等及び防災資機材等を設置し、維持するものとする。また、具体的な状況を反映した災害の発生危険性について検討し、災害が発生した場合の影響を想定し、想定される災害に対しては、具体的な活動マニュアルを作成し、発災時の応急措置を迅速・的確に行えるように訓練を実施するものとする。

なお、必要に応じて、当該特別防災区域内の他の特定事業者と共同して共同防災組織を設置するものとし、事業所外への影響がある場合を想定した、事業所間の情報連絡、周辺地域に対する広報なども想定し訓練等に取り入れるものとする。

2 自主保安管理体制の確立

(1) 特定事業者は、その設置に係る危険物の施設が保安法令に定める基準に常に適合するよう位置、構造及び設備並びに貯蔵、取扱いについて適正な管理をするものとする。

(2) 特定事業者は、その設置に係る危険物の施設、設備ごとにあらかじめ点検項目及び点検方法を具体的に定め、定期又は随時に自主点検を実施するものとする。
また、過去の事故事例の調査結果を踏まえた日常及び定期的な施設の点検方法や点検箇所の見直しを行い、施設・設備の更新スケジュールの見直しなど、適切な保全管理の見直しを図るものとする。

(3) 特定事業者は、従業員及び下請業者等関係者に対し、常に危険物の性質、取扱い、機器の運転操作等についての教育訓練を実施し、その知識、技能の向上を図るとともに、安全運転に関わる広範な内容をまとめた安全管理マニュアル（定常時、非定常時）を作成し従業員に徹底する。マニュアルは、適宜見直すことにより、安全意識の高揚を図り、運転操作に関する知識・技術を継続的に伝承していくよう努める。

特に異常現象発生時における措置について十分に習熟させておくものとする。

(4) 特定事業者は、事業所内の施設について発火源となるものを十分に把握し、これに対する対策を徹底するとともに、火気使用について厳重な管理を行うものとする。

(5) 特定事業者は、防災設備が災害時に支障なく使用できるように定期的に保守・点検を行うとともに、訓練により操作に習熟しておくものとする。

- (6) 特定事業者は、事故発生時に迅速な対応するため、特に以下の点に留意して防災監視体制を整備しておくものとする。
- ①夜間、休日等人員が少ないときの対応
 - ②異常の早期検知が可能で、かつ検知の信頼性が高いこと。
 - ③検知情報の判断・判定に対する支援機能を有すること。
 - ④誤操作の防止措置がとられていること。
- (7) 特定事業者は、災害現場で拡大防止(災害の局所化)を行うことを想定した防災体制を整えておくものとする。

3 地震災害対策

- (1) 既存設備の耐震性向上
過去の全国の地震被害を考慮し、既存設備の態様に応じた補強を実施する等、耐震性の向上に努める。
- (2) 防災設備の信頼性向上
防災設備の駆動源(特に電力)が地震時でも喪失しないように、バックアップ用の駆動源の整備に努める。
常用電源が停止した場合でも正常に稼働するようにメンテナンスを行い、停電時に安全側に作動する設備、非常電源等で正常に作動する設備、作動不能になる設備等を確認しておき、停電時においてもできるだけ災害を局所化するための対応マニュアルを作成して訓練に努める。
- (3) 地震時行動基準の作成
地震被害は同時に多発する特徴があることから、各事業所は適切な対応がとれるよう、あらかじめ震度等に応じた行動基準を作成するとともに、定期的な見直し及び訓練等を実施することにより周知しておくこと。

【行動基準で定めておく主な事項】

- ① 防災組織の編成と主務等に関すること。
 - ② 所内関係者への通報連絡及び参集等に関すること。(特に休日・夜間の対応)
 - ③ 設備の緊急点検・停止(点検・操作の優先順位、方法等)の措置に関すること。
 - ④ 関係先への通報連絡に関すること。
 - ⑤ 防災活動に関すること。
 - ⑥ 地震後の安全確認に関すること。
 - ・監視カメラによる確認や職員による目視
 - ・施設ごとの災害の発生危険、拡大危険を踏まえた効率的な点検、パトロール
 - ⑦ その他、事業所の規模等に応じた必要な事項
- (4) 津波への対応
地震時には、それに伴う津波の発生にも留意し、情報収集及び伝達体制をあらかじめ確立しておくこと。
津波で浸水する可能性がある箇所では、重要設備のある建屋の水密対策(ゴムパッキン等)や、制御装置等の防水対策等について検討しておくものとする。

(5) 地震計等の設置・観測

地震による震度は、地盤の状況等から場所により、大きく異なる。各事業所は地震計等の設置に努め、直接地震を把握して、迅速・的確な対応ができるよう備えておくこと。

第2節 関係行政機関の立入検査等監督指導の強化

関係行政機関は、保安法令に基づき、特定事業所に対する立入検査、査察、監督指導等を強化し、災害原因を排除し、自主保安活動を推進することにより、災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 広島労働局、中国四国産業保安監督部、県及び消防機関は、単独又は共同して、保安法令の定めるところにより特定事業所に対する立入検査、予防査察等を定期又は随時に実施し、危険物等の施設、設備及びその保安管理体制について監督指導を強化するものとする。
- (2) 消防機関は、危険物等専用岸壁（栈橋）の施設、設備及び荷役時における保安体制について、随時に立入検査等を実施し、必要な監督指導を行うものとする。
- (3) 海上保安部は、特定事業所及び危険物積載船舶等に対し、関係法令の定めるところにより立入検査を実施するとともに、必要な監督指導を行うものとする。
- (4) 施設の新増設に関わる行政機関は、過去の地震被害を考慮して安全設計を指導することにより、設備の耐震性向上対策を実施する。
- (5) 地震計等の設置及び地震時行動基準の整備を指導する。
- (6) 中国地方整備局は、油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書の作成、備え置き、若しくは提示の義務付けの周知指導及び立入検査を対象事業所に実施する。

第3節 自然災害による二次的災害の予防

特定事業者は、地震、津波、高潮その他異常な自然現象が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、気象、地象及び海象情報の収集に努め、事業所内の警戒警備を強めるものとする。

また、これらの自然現象による火災、爆発、石油等の漏えい等の二次的災害の発生及び拡大を防止するため、あらかじめ行動基準の作成に努め、必要に応じて危険箇所の補強、操業の停止等安全確保措置を講ずるものとする。

第4節 航空機事故による災害防止

- (1) 県及び市は、航空機の墜落等による事故から特別防災区域に係る災害を防止するため、必要に応じて、大阪航空局広島空港事務所に対して運航の監督又は行政指導の強化を要請するものとする。
- (2) 防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域又はその付近上空において、航空法（昭和27年法律第231号）第81条（最低安全高度）、第83条（衝突予防等）、第85条（粗暴な操縦の禁止）、第89条（物件の投下）等に違反して飛行中の航空機を発見した場合には、直ちに電話等により進入、せん回、退出方向、推

定高度、その他参考事項を大阪航空局広島空港事務所(総務課：0848-86-8650)に通報して、災害の未然防止を図るものとする。

第5節 防災施設・資機材等の整備

防災関係機関及び特定事業者は、災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合において、その拡大防止措置を迅速かつ適切に実施するため、単独又は共同して、その所掌する事務又は業務に必要な防災施設・資機材等を整備、備蓄するものとする。

また、防災関係機関及び特定事業者は、各機関が保有する防災資機材等についてその保有状況を把握し、各機関相互の融通により合理的な防災活動が行われるよう努めるものとする。

第1 特定事業所

特定事業所は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、特定防災施設等及び防災資機材等を整備するとともに、特定事業所の特性に応じ、防災活動に必要な資機材の整備を図るものとする。

なお、消防資機材を事業所内の複数個所に分散配備すること等により、消防車の侵入困難時や電源喪失時の消火対策の充実を図るものとする。

1 石油コンビナート等災害防止法に基づき、整備すべき特定防災施設等及び防災資機材等

地区名	特定事業所名	設置義務の有無			整備すべき数量等																	
		流出油等防止堤	消防用屋外給水施設	非常通報設備	大型化学消防車(台)	大型高所放水車(台)	泡原液搬送車(台)	甲種普通化学消防車(台)	普通消防車(台)	普通高所放水車(台)	小型消防車(台)	可搬式放水銃(基)	大型泡放水砲(基)	普通泡放水砲(基)	耐熱服(着)	空気呼吸器又は酸素呼吸器(個)	泡消火薬剤(ℓ)	オイルフェンス(m)	オイルフェンス展張船(隻)	防災要員(人)	指揮者(人)	大容量泡放水砲(L/min)
江田島	伊藤忠エネクス(株)江田島ターミナル	有	有	有	1	1	1					1		1	1	11,160	1,620	1~	11~			10000
能美	鹿川ターミナル(株)	有	有	有	1	1	1					1		1	1	11,160	1,620	1~	11~			40000

(注) 大容量放水砲は、広域共同防災組織において配備。

2 その他必要に応じて整備すべき資機材

- ① 無線車 ② 救急車 ③ 運搬車 ④ 広報車 ⑤ バキューム車
 ⑥ 通信機器 ⑦ 照明機器 ⑧ ガス検知器 ⑨ 消火薬剤 ⑩ 土のう
 ⑪ 油吸着材 ⑫ 油処理剤 ⑬ 油回収装置 ⑭ その他必要な資機材

第2 消防機関

関係消防機関は、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防施設等の整備を図るとともに、特別防災区域の特性に応じ、防災活動に必要な資機材の整備に努める。

1 消防力の整備指針に基づく消防施設、資機材等整備基準

消 防 機 関 名	基 準 数 量								
	署 所	消 自 防 動 ポ 車 ン プ	は 屈 し 折 ご は 車 し 又 ご は 車	化 学 消 防 車	大 型 化 学 消 防 車	大 型 高 所 放 水 車	泡 原 液 搬 送 車	泡 消 火 薬 剤	消 救 防 急 艇 車
		(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(ℓ)	(隻) (台)
江田島市消防本部	2	4	1	1	1	1	1	31,083	6

- (注) 1 化学消防車を配置する場合には、実情に応じ化学消防車2台を消防ポンプ自動車1台とみなして、消防ポンプ自動車の数を減ずることができる。
- 2 化学消防車の数は、市の実情に応じて増減することができる。
- 3 消防力の整備指針による泡消火薬剤備蓄量の基準数量は、諸状況を勘案し必要な量となっており、この基準数量は石油コンビナート等災害防止法施行令第14条により算出した数量である。

2 その他必要に応じて整備すべき資機材

- | | | |
|----------------|---------|-------------|
| ① 照明機器 | ② ガス検知器 | ③ オイルフェンス |
| ④ 空気呼吸器又は酸素呼吸器 | ⑤ 耐熱服 | ⑥ 消火薬剤 |
| ⑦ 油吸着材 | ⑧ 油処理剤 | ⑨ その他必要な資機材 |

第6節 防災教育及び訓練

防災関係機関及び特定事業者は、災害の予防及び災害時における応急対策が迅速、的確かつ円滑に行われるよう必要な防災教育及び防災訓練を実施するものとする。

第1 防災教育

防災関係機関及び特定事業者は、防災教育の重要性を十分認識し、単独又は共同して、特定事業所の従業員等関係者に対して危険物の性質及び取扱い方法、災害予防及び災害発生時における応急措置等について、定期又は随時に講習会、研修会等を開催し、安全教育の徹底を期するとともに、地域住民に対しては、平素から災害時における避難措置、防災知識の周知徹底を図るものとする。

なお、教育の実施に当たっては、階層別、職能別に教育内容、実施方法等について実施計画を作成するとともに、必要に応じて効果測定を行い、適正な評価を加えるなど効果的な教育が行われるよう配慮するものとする。

【実施機関及び教育内容】

- (1) 特定事業者
 - ① 保安意識の高揚に関すること。
 - ② 保安関係法令、保安基準等に関すること。
 - ③ 危険物の一般的性質及び取扱いに関すること。
 - ④ 災害時における応急措置に関すること。
 - ⑤ 地震災害対策に関すること。
- (2) 関係市
 - ① 危険物、防火対象物等の保安に関すること。
 - ② 地域住民に対する防災意識の高揚、災害時における避難等緊急措置に関すること。
- (3) 県
 - 危険物関係の保安に関すること。
- (4) 広島労働局
 - 労働安全衛生に関すること。
- (5) 第六管区海上保安本部
 - 海上災害の予防及び啓発に関すること。

第2 防災訓練

防災関係機関及び特定事業者は、火災、爆発、油流出、有毒ガス漏えい及び地震等予想される災害に備え、防災活動が迅速、的確かつ円滑に実施されるよう単独又は共同して防災訓練を実施するものとする。特に必要がある場合は、防災本部の主唱のもとに、防災関係機関及び特定事業者の合同による総合訓練を実施するものとする。

1 訓練の区分

- (1) 単独訓練

防災関係機関及び特定事業者は、災害想定に基づいて、その業務又は事務に関連した訓練種目を設定し、個別に訓練を実施するものとする。
- (2) 総合訓練

防災関係機関及び特定事業者は、災害想定に基づいて、必要な訓練種目を設定し、合同して各種の訓練を実施するものとする。

2 訓練種目

- (1) 緊急通報訓練
- (2) 広報訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出救護訓練
- (5) 資機材等の調達訓練
- (6) 地震等各種災害の防御訓練
- (7) 流出油防除訓練
- (8) その他必要な訓練

第7節 調査研究

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域に係る防災対策を有効かつ適切に実施するため、単独又は共同して、防災に関する次の事項について調査研究を行うものとする。

また、防災本部においても必要に応じ専門部会を設置する等して、調査研究を行うものとする。

なお、調査研究を実施した場合には、必要に応じ、他の関係機関にその結果を提供するものとする。

【調査研究事項】

- ① 石油の貯蔵及び取扱いに係る技術上の安全に関すること。
- ② 災害の防御技術に関すること。
- ③ 防災施設・資機材等の新設、改良に関すること。
- ④ 災害想定に関すること。
- ⑤ 災害原因調査に関すること。
- ⑥ 地震対策に関すること。
- ⑦ その他必要と認められる事項